

青梅市地域福祉総合計画【構成案】

- ・第5期青梅市地域福祉計画
- ・青梅市重層的支援体制整備事業実施計画
- ・青梅市再犯防止推進計画
- ・青梅市成年後見制度利用促進基本計画
- ・第10期青梅市高齢者保健福祉計画・青梅市介護保険事業計画
- ・第2期青梅市認知症施策推進計画
- ・第7期青梅市障害者計画・第8期青梅市障害福祉計画・第4期青梅市障害児福祉計画

令和8(2026)年5月時点

1. 計画の構成案の改定について

- 変更内容① 「再犯防止推進計画」を第3編として、第2編 地域福祉計画から独立
 - 変更内容② 「成年後見制度利用促進基本計画」を第4編として、第2編 地域福祉計画から独立
 - 変更内容③ 「認知症施策推進計画」を第5編第4章として、第5編第3章から独立
 - 変更内容④ 「重層的支援体制整備事業実施計画」を第7編として、第1章から独立
- 変更理由➡いずれも**記載内容の充実を図る**とともに、**包含している計画をよりわかりやすく示す**ため。

■計画の構成案について ※変更点を 緑色 で網掛けしています。

現行計画(令和6年3月)	
第1編	総論
第1章	計画の策定に当たって
第2章	計画改定の考え方(重層的支援体制整備事業実施計画)
第3章	データからみる市の現状
第4章	計画の全体像
第5章	計画の進行管理
第2編	地域福祉計画(再犯防止推進計画、成年後見制度利用促進基本計画)
第1章	地域福祉を取り巻く現状と課題
第2章	計画の基本的な考え方と施策体系
第3章	取組内容
第4章	取組事例
現行計画における、再犯防止推進計画の位置づけ	
第1編 第1章	計画策定の背景・趣旨 法的な位置づけ 計画期間 計画の策定体制
第2編 第1章	統計・調査結果
第2編 第3章	取組内容

今回計画(令和9年3月)	
第1編	総論
第1章	計画の策定に当たって
第2章	計画改定の考え方
第3章	データからみる市の現状
第4章	計画の全体像
第5章	計画の進行管理
第2編	地域福祉計画
第1章	地域福祉を取り巻く現状と課題
第2章	計画の基本的な考え方と施策体系
第3章	取組内容
第4章	取組事例
第3編	再犯防止推進計画
第1章	再犯防止を取り巻く現状と課題 (計画策定の背景、位置づけ、期間、統計・調査結果など)
第2章	計画の基本的な考え方(基本理念・基本目標)
第3章	取組内容

現行計画(令和6年3月)	
現行計画における、成年後見制度利用促進基本計画の位置づけ	
第1編 第1章	計画策定の背景・趣旨 法的な位置づけ 計画期間 計画の策定体制
第2編 第1章	統計・調査結果
第2編 第3章	取組内容
第3編	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
第1章	高齢者保健福祉・介護保険事業を取り巻く現状と課題
第2章	計画の基本的な考え方と施策体系
第3章	取組内容
第4章	介護保険サービスの事業量見込と介護保険料の設定
第4編	障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画
第1章	障がい者(児)福祉を取り巻く現状と課題
第2章	計画の基本的な考え方
第3章	取組内容
第4章	障害福祉・障害児福祉サービスの事業量見込み
現行計画における、重層的支援体制整備事業実施計画の位置づけ	
第1編 第1章	計画策定の背景・趣旨 法的な位置づけ 計画期間 計画の策定体制
第1編 第2章	重層的支援事業の特徴(包括的な福祉相談支援体制)
第2編 第3章	取組内容
資料編	

今回計画(令和9年3月)	
第4編	成年後見制度利用促進基本計画
第1章	成年後見制度を取り巻く現状と課題 (計画策定の背景、位置づけ、期間、統計・調査結果など)
第2章	計画の基本的な考え方(基本理念・基本目標)
第3章	取組内容
第5編	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・ 認知症施策推進計画
第1章	高齢者保健福祉・介護保険事業を取り巻く現状と課題
第2章	計画の基本的な考え方と施策体系
第3章	高齢者保健福祉・介護保険に関する 取組内容
第4章	認知症施策の推進
第5章	介護保険サービスの事業量見込と介護保険料の設定
第6編	障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画
第1章	障がい者(児)福祉を取り巻く現状と課題
第2章	計画の基本的な考え方
第3章	取組内容
第4章	障害福祉・障害児福祉サービスの事業量見込み
第7編	重層的支援体制整備事業実施計画
第1章	重層的支援体制整備事業の展開
第2章	各実施事業の概要と提供体制
第3章	連携体制の構築
資料編	



2. 再犯防止推進計画の記載内容(案)について

第3編 再犯防止推進計画

第1章 再犯防止を取り巻く現状と課題

1. 計画策定の背景

全国の刑法犯検挙者数および再犯者数は減少傾向にあるものの、再犯者率は依然として高止まりの状態にあり、令和7年には46.2%に達しています。

国においては、再犯防止に向けた取組として、就労促進や出所後直ちに福祉サービスを受けられる支援体制の整備を推進しています。これらは、刑務所出所者等の住まいや就労先の確保、あるいは高齢・障害等の特性に応じた支援を行うことで、円滑な社会復帰を促すものです。こうした施策を通じて、再び罪を繰り返さず、新たな被害者の発生を防ぎ、誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現を目指しています。

平成28年に成立した「再犯防止推進法」では、国に対し「再犯防止推進計画」の策定を義務づけるとともに、地方公共団体に対しても「地方再犯防止推進計画」の策定が努力義務として位置づけられました。

本市では、これまでも犯罪被害者等への支援及び罪を犯した人の立ち直りを支援し、再犯を減らすことに取り組んできました。再犯を防ぎ、更生を後押しすることは、犯罪のない安全・安心な地域社会を築く上で極めて重要です。こうした認識のもと、社会情勢の変化やこれまでの進捗を踏まえ、令和6年3月に策定した「青梅市再犯防止推進計画」の中間見直しを行います。

記載項目は、現時点の内容です。内容を精査したものを次回会議以降でお示しします。

2. 計画の位置づけ

この計画は、再犯防止推進法の第8条第1項の規定に基づき、再犯防止の取組を総合的かつ計画的に推進するための施策について定める計画です。

3. 計画の期間

計画の期間は、国の再犯防止推進計画を踏まえるとともに、青梅市地域福祉総合計画の計画期間を考慮し、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。

なお、国・都の行政施策の動向、社会情勢や制度の変化、計画の進捗状況により、必要に応じて見直しを行うこととします。

4. 再犯防止に関する統計の状況

※刑法犯の発生件数の状況

※刑法犯再犯者検挙者数および再犯者率の状況

など、再犯防止に関する統計データについて、グラフや表形式で掲載します。

5. 再犯防止に関するアンケート調査結果の状況

※地域共生社会を推進するためのアンケート調査結果から、再犯防止に関する結果を掲載します。

第2章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

犯罪をした人の中には、貧困や疾病、障害、薬物への依存、家庭機能不全、学校の中退・退学など様々な生きづらさを抱えている人がいると指摘されています。

また、再犯防止推進法第3条にも「犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にある」とあるように、十分な支援を受けられないまま再度犯罪に手を染めてしまう、再犯者率は高い傾向にあります。なかでも窃盗犯の再犯者率は5割を超えている、つまり2人に1人は再び犯罪を犯してしまっている状況にあります。

そのため、地域と一体となって犯罪の未然防止に取り組むとともに、犯罪をした人が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、生活困窮者自立支援法にもとづく自立支援制度による就労や住居の確保のための支援等を行います。

また、重層的支援体制整備事業や孤独・孤立対策推進法における相談支援、地域との連携による支援体制を構築し、福祉等の各種行政サービスを必要とする人、とりわけこうしたサービスへのアクセスが困難である人に対する適切なサービス提供を目指します。

2. 基本目標

※現行計画の取組の進捗状況等を踏まえ、基本目標を設定します。

- ①就労・住居確保に向けた支援
- ②福祉・保健医療サービス利用促進
- ③学校等と連携した修学支援
- ④犯罪をした者等への特性に応じた効率的な指導
- ⑤更生保護にかかわる民間協力者の活動の促進
- ⑥地域による包摂の推進
- ⑦再犯防止に向けた基盤の整備等

第3章 取組内容

※地域福祉計画等と同様に、具体的な事業名、取組内容等を記載します。

①就労・住居確保に向けた支援

住宅確保要配慮者に対する住まいの確保に向けた情報提供に努めるとともに、就労に向けた支援を行います。

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
生活困窮者自立支援事業	自立相談支援、住居確保給付金の支給、家計改善支援などの生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ります。	地域福祉課	④
就労支援の実施等	労働市場への積極的な再挑戦を可能にするよう、ハローワーク等と連携した就労支援を促進します。	地域福祉課	④
住宅確保等、住まいに関する相談・支援	定期的に住宅相談会を開催し、市民の安全で安心できる快適な住まいづくりのために、適切な助言を行います。 また、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の支援を行う制度を検討します。	住宅課	④

②福祉・保健医療サービス利用促進

③学校等と連携した修学支援

④犯罪をした者等への特性に応じた効率的な指導

⑤更生保護にかかわる民間協力者の活動の促進

⑥地域による包摂の推進

⑦再犯防止に向けた基盤の整備等

以下、同様。

3. 重層的支援体制整備事業実施計画(案)の記載内容について

第7編 重層的支援体制整備事業実施計画

第1章 重層的支援体制整備事業の展開

記載項目は、現時点の内容です。内容を精査したものを次回会議以降でお示しします。

1. 計画策定の背景

令和2年に成立した「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」(改正社会福祉法等)において、地域による包括的な支援体制を構築するための新しい事業として、重層的支援体制整備事業が創設されました。

この事業は、既存制度の事業を含めた「属性を問わない包括的相談支援」、「多様な社会参加に向けた支援」、「地域づくりに向けた支援」という3つの支援を市町村が一体的に実施するものです。

少子高齢化の進行や単身世帯の増加、価値観の多様化など社会環境が大きく変化したことにより、生活を送る中で直面する課題が複雑化・複合化しています。

子育て、介護、障害、生活困窮などの分野別に行われてきた既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かしつつ、複雑化・複合化した課題を抱える世帯に必要な支援につなげるため、早期発見のためのアウトリーチ*機能の拡充や支援機関の連携強化、個々のニーズに合った居場所や活動とのマッチング機能の強化などに一体的に取り組む重層的支援体制整備事業を展開します。

2. 計画の位置づけ

この計画は、社会福祉法第106条の5の規定にもとづく「市町村重層的支援体制整備事業実施計画」です。

3. 計画の期間

計画の期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。

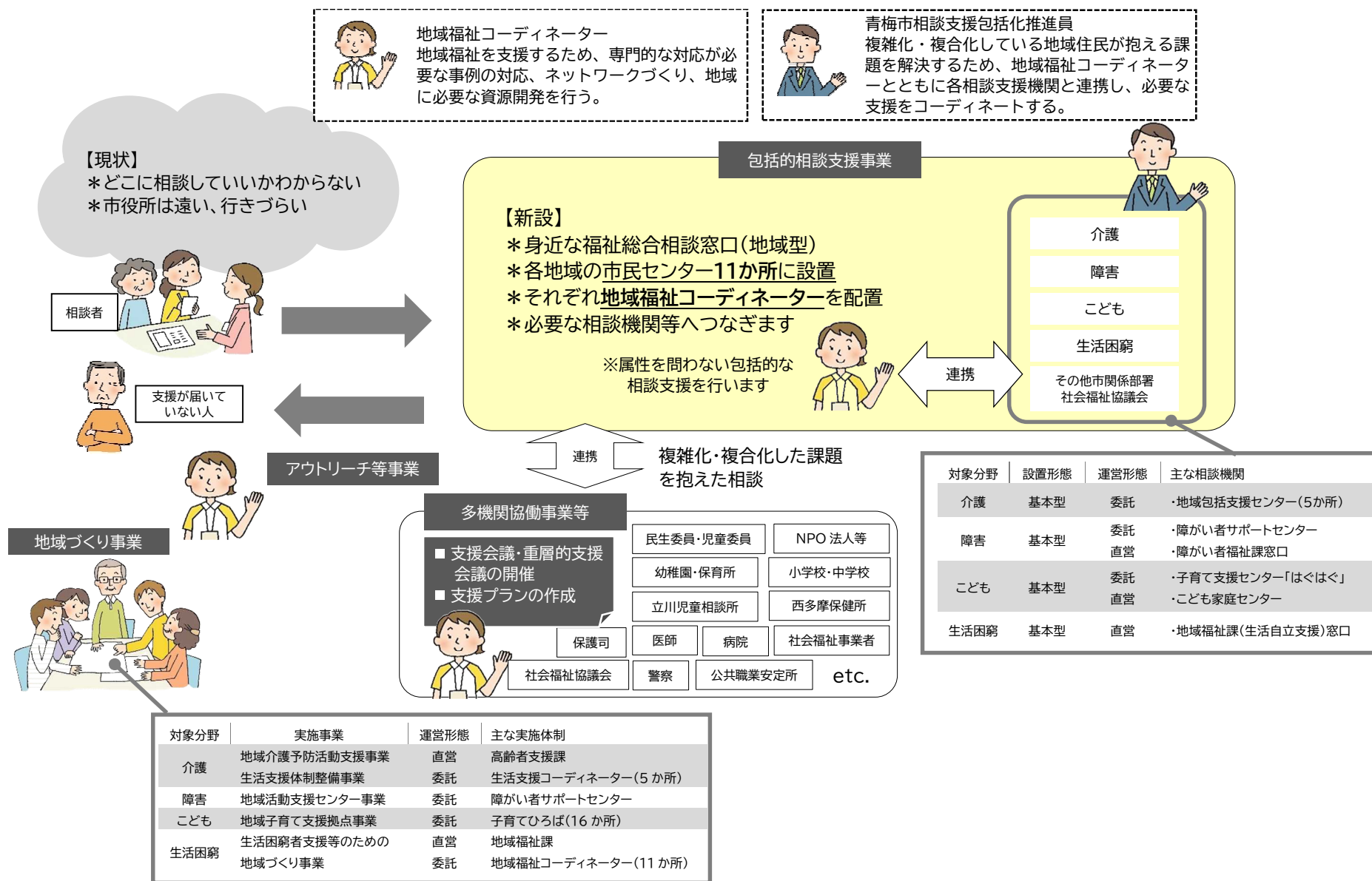
なお、国の施策の動向、社会情勢や制度の変化等に応じ、適宜見直しを行います。

4. 実施事業

次に掲げる6つの事業を一体的に実施するものです。

事業名	根拠規定
(1) 包括的相談支援事業	法第106条の4第2項第1号
(2) 参加支援事業	法第106条の4第2項第2号
(3) 地域づくり事業	法第106条の4第2項第3号
(4) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	法第106条の4第2項第4号
(5) 多機関協働事業	法第106条の4第2項第5号
(6) 支援プランの策定	法第106条の4第2項第6号

5. 青梅市における包括的な福祉相談支援体制



第2章 各実施事業の概要と提供体制

1. 事業目標

※重層的支援体制整備事業の実施による支援関係機関の機能の強化に係る目標に関する事項について、記載します。

2. 実施事業概要と提供体制

(1) 包括的相談支援事業

11か所の各市民センターに福祉総合相談窓口を設置し、地域福祉コーディネーターを配置し、身近な福祉相談に応ずるとともに、複雑化・複合化した相談にも包括的に対応します。

●相談支援機関の設置状況

(令和8年4月1日時点)

主な対象分野	相談支援機関名（相談窓口）	設置数	運営形態	対象圏域
介護	・地域包括支援センター	5	委託	各圏域
障害	・障がい者サポートセンター	1	委託	市全域
	・障がい者福祉課窓口	1	直営	市全域
こども	・子育て支援センター「はぐはぐ」	1	委託	市全域
	・こども家庭センター	1	直営	市全域
生活困窮	・地域福祉課(生活自立支援)窓口	1	直営	市全域

●包括的相談支援事業の関連事業

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
身近な福祉総合相談窓口の設置【新規】	11か所の各市民センターに福祉総合相談窓口を設置し、地域福祉コーディネーターを配置します。複雑化・複合化した相談に対応するとともにアウトリーチ等を行っていく一方、地域住民等と一緒に地域づくりを行います。	地域福祉課 市民活動推進課	④地 ④再
包括的相談支援事業【新規】	相談者の属性に関わらず包括的に相談を受け入れ、相談者の課題を整理し、利用可能な福祉サービスの情報提供等を行います。	地域福祉課 高齢者支援課 障がい者福祉課 子育て応援課 こども家庭センター	④地 ④高 ④障 ④再
職員研修の実施	様々な福祉ニーズの相談に対応できる職員（地域福祉コーディネーターを含む。）を育成する研修を実施します。	地域福祉課	④地

(2) 参加支援事業

(3) 地域づくり事業

(4) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

(5) 多機関協働事業

以下、同様。

第3章 連携体制の構築

1. 会議体の設置・運営

本事業を円滑に推進するために、次の会議体を設置します。

	重層的支援会議	支援会議
開催の 目的	関係機関との情報共有にかかる本人同意を得たケースに関して、当該ケースのプランを共有したり、プランの適切性を協議する。 ・プランの適切性の協議 ・支援提供者によるプランの共有 ・プラン終結時等の評価 ・社会資源の充足状況の把握と開発にむけた検討	会議の構成員に対する守秘義務を設け、構成員同士が安心して潜在的な課題を抱える人に関する情報の共有等を行うことを可能とすることにより、地域において関係機関等がそれぞれ把握していながらも支援が届いていない個々の事案の情報の共有や地域における必要な支援体制の検討を円滑にするもの。
根拠法 例等	社会福祉法第 106 条の4第2項第5号	社会福祉法第 106 条の6
対象者	○複雑化・複合化した課題を抱える地域住民・世帯(単独の支援関係機関では対応が難しいケース) ----- 【本人同意:必要】	○支援機関等がそれぞれ把握している複雑化・複合化した課題を抱える者やその世帯 ○自ら支援を求めることが困難な人等(潜在的な相談者) ----- 【本人同意:不要】
構成員	市民安全担当部、健康福祉担当部、こども家庭担当部、都市整備担当部、学校教育担当部、社会福祉協議会、地域包括支援センター、子育て支援センター、障がい者サポートセンター、児童・保険・福祉・医療または教育の関係機関、民生委員・児童委員、その他支援対象者の支援に関し、地域福祉担当課長は必要と認める機関に属するものの中から、会長がその会議の内容により委員を選定して招集。	

2. 連携体制

※重層的支援体制整備事業の実施による支援関係機関相互間の連携の促進に係る目標に関する事項について記載します。

3. 事業評価及び見直し

事業評価は毎年度、「青梅市地域福祉総合計画」の事業評価と合わせて行います。

また、市民や学識経験者等を委員とする青梅市地域共生社会推進会議や青梅市包括的支援体制整備庁内検討委員会などを通じて進捗状況の確認・検証を行います。

※重層的支援体制整備事業実施計画の達成状況の評価に関する事項について記載します。

その他、

※重層的支援体制整備事業の実施により地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備の方向性に関する事項について記載します。